

このニュースレターは、EPA(経済連携協定)及び、外国人看護師・介護福祉士に関する全国ニュースをダイジェストでまとめたものです。

**○改正入管法が成立 新在留資格、来年4月創設へ  
外国人受け入れ、介護でも拡大(2018/12/10  
介護のニュースサイト JOINT)**

今国会の最大の焦点となった改正出入国管理法が、8日未明の参議院本会議で与党などの賛成多数で可決、成立した。来年4月に創設される新たな在留資格は介護も対象。昨年11月の技能実習の解禁と並び、外国人労働者の受け入れを思い切って拡大する方向へ舵を切る重要な政策転換となる。

在留資格の新設は、深刻な人手不足の解消につなげることが目的。政府は来年度から2023年度までの5年間で、およそ5万人から6万人の外国人の受け入れを見込む。職場環境や処遇の改善などにも注力し、国内人材の確保も引き続き進めていくと説明している。

希望者を実際に受け入れるかどうかは、分野ごとに設ける試験で決めるとした。内容は厚生労働省がこれから詰めていく。ここでどの程度の日本語スキルを求めかが1つの焦点。現場の関係者からは、「介護ではコミュニケーション能力が非常に重要」「あまりハードルが高すぎると来てくれない」といった声があがっている。

新たな在留資格で日本に滞在できるのは5年。基本的に家族の帯同は認められない。技能実習との接続も可能で、そうすれば最長10年にわたり日本で働けることになる。この間に介護福祉士の資格を取った人を対象として、政府は繰り返し更新でき家族の帯同も許される在留資格(在留資格「介護」)を得られるようにする方針。

国会の審議では、現行の技能実習で外国人が不当な扱いを受けているケースが少なくない実態が明らかになり、結論を急ぐ政府を野党が強く批判。外国人の権利を守る仕組みや必要な受け入れ体制、日本社会に与える長期的な影響などについて検討を深めるべきとし、「拙速だ」と抵抗を続けた。参院の最終盤では、山下貴司法相や安倍晋三首相への問責決議案を相次いで提出。ただし、政府・与党は態度を変えずこれらを否決、

未明の採決で法案を成立させた。

**○訪日に向けて猛勉強 日本語研修開講 看護師・  
介護福祉士候補(2018/11/22 ジャカルタ新聞)**

国際交流基金は21日、南ジャカルタ区スレンセンサワの教育文化省語学教員研修センターで、日本とインドネシアの経済連携協定(EPA)に基づく看護師・介護福祉士候補者の第12期生を対象にした、訪日前の現地語学指導「日本語予備教育事業」の開講式を開いた。

候補者数は看護師38人、介護福祉士296人の計334人で、過去2番目に多い数となった。

候補者たちは2019年5月までの6カ月間に渡り、同研修センター内にある寮で生活を送りながら朝から夕まで週5日間、日本語や日本文化への理解を深める。講師は日本人36人、インドネシア人15人が務める。終了後は、日本でさらに6カ月間の日本語研修を受け、19年12月からそれぞれの医療機関、福祉施設で就労を開始する。

国際交流基金ジャカルタ日本文化センターの塚本倫久所長は「授業内容や教材、施設など候補者の皆さんが熱中して学習できる環境を用意してあるので、頑張ってください」と激励。

代表あいさつを務めた介護福祉士候補者のグレンシア・エルサラトリさん(23)は「きょうから私たちは大きな家族です。何かあれば互いに助け合って、ここにいる全員が日本に行くことを願っています。諦めないで頑張りましょう」と仲間たちに呼びかけた。

式には在インドネシア日本大使館の宮下匡之経済公使などが出席した。

日本とインドネシアのEPAに基づく看護師・介護福祉士候補者の受け入れ事業は、08年に開始、17年度までに2116人の候補者を受け入れた。

17年度のインドネシア人候補者の介護福祉士国家試験合格率は38・5%、同年度のインドネシア人候補者の看護師国家試験合格率は13・4%。

低い水準にとどまる合格率や難関の試験に合格して

も、個々の事情で日本に定着できないなど問題がある。

**○介護の外国人受け入れ、「日本人の常勤職員の総数」が上限 運用方針原案(2018/12/19 介護のニュースサイト Joint)**

外国人労働者の受け入れ拡大に向けて来年4月に新設される在留資格「特定技能」をめぐり、厚生労働省が検討している介護分野の運用方針の原案がわかった。

事業所ごとの受け入れ人数の規制を盛り込んでいる。「特定技能の外国人は、事業所単位で、日本人の常勤介護職員の総数を上限とする」と明記した。現場で求められる知識・技術を有しているか確認するため、「介護技能評価試験(仮称)」に合格することを来日の要件とする考えも提示。この試験はパソコンで回答する方式(CBT)をとり、国外で現地語により実施するとしている。

原案は19日の自民党の厚生労働部会で議論される。政府は今週中にも与党の了承を得られるよう調整を進めていく。年内には正式に決める予定。

外国人のコミュニケーションスキルについては、「日本語能力試験(N4)」や新たに設ける「介護日本語評価試験(仮称)」で確認するとした。厚労省は新試験で求める日本語のレベルをまだ明確化していない。

このほか原案では、来年度から2023年度までの受け入れ見込み数を国会に提示した規模と同じ「最大6万人」とし、「これを向こう5年間の受け入れの上限として運用する」と記載した。日本の介護福祉士の養成校を卒業した人について、国家試験に合格していない状態でも「特定技能」で仕事に就けるようにする方針も盛り込んだ。現行の技能実習と同じように、訪問系のサービスを「特定技能」の対象から外す考えも示している。

**○外国人の介護職、定着阻む言語や宗教の壁 来年4月に入管法改正(2018/12/17 神戸新聞)**

外国人労働者の受け入れを拡大する改正入管難民法が来年4月に施行される。新しい在留資格「特定技能」の対象14職種のうち、受け入れ最多と見込まれるのが介護分野だ。現場からは「人手不足の解消につながる」と歓迎の声が上がる一方で、すでに外国人を受け入れている施設は「官民のサポートが不可欠」とくぎを刺す。(末永陽子)

「口を大きく開けてゴックンしてくださいね」

昨秋に開校した介護福祉士養成校「篠山学園」(篠山市)。今月11日には、ベトナム人約40人が高齢者や視覚障害者の食事介助を学んだ。留学生が要介助者役も務め、ベッドに寝たままの姿勢やアイマスク姿で食事を体験した。

同校は2016年、西宮市の社会福祉法人「ウエルライフ」が開校。介護福祉士を目指す約80人が学ぶ。

1日8時間の授業はすべて日本語。ホーチミンの日本語学校と提携して事前に学んでもらい、来日後も入学までの半年間、日本語学校への通学を課す。

井中浩事務長は「介護では高いコミュニケーション力が求められる。日本語の習得が適応の鍵を握る」と強調する。留学生は全員、敷地内の寮に住む。無利子の奨学金を借りて渡航費・授業料に充て、卒業後に返済する仕組みだ。(中略)

特別養護老人ホーム「うみのほし」(神戸市灘区)は、経済連携協定(EPA)に基づき、就労・研修しながら介護福祉士を目指すインドネシア人候補生を受け入れてきた。今では国家試験に初受験で合格する人も出ているという。

異国での生活になじんでもらえるよう、イスラム教に関する職員向けの研修を開き、断食やお祈りに配慮した。モスクへ同行したり、教徒向けの食材店へ案内したり、きめ細かいサポートも欠かさない。

それでも、関西弁や漢字の読み書きに慣れなかったり、日本での子育てに悩んだり、支援は試行錯誤が続く。銀行や役所の手続きへの同行など、施設単独では限界があるという。

平岡千里・統括施設長は「一時的な安い労働力という考えでは、外国人も逃げ出してしまう」と指摘。「長く働いてもらうには、官民のサポートが欠かせない」と訴えた。

一般社団法人  
外国人看護師・介護福祉士支援協議会

〒102-0083 東京都千代田区麹町 2-12-1  
VORT 半蔵門ビル 6階  
TEL : 03-6666-8163 FAX : 03-3221-4717  
E-mail : [zen-kangokaigo@jiaec.jp](mailto:zen-kangokaigo@jiaec.jp)

担当 : 伊藤、小中  
©一般社団法人  
外国人看護師・介護福祉士支援協議会  
無断複製・転載を禁ず